

<東日本大震災に対するメンタルヘルス対策事業>

実施主体 地方公務員災害補償基金

○ 平成23年度「心の健康ケア対策事業」(事業費 1千万円)

対象者 被災3県(岩手・宮城・福島)の市町村職員等

実施団体 実施団体数:21団体 参加延べ人数:1,094名

事業項目

- ①臨床心理士による研修会
- ②医師・臨床心理士によるカウンセリング

○ 平成24年度「メンタルヘルス総合対策事業」(事業費 5千5百万円)

対象者 被災3県(岩手・宮城・福島)の県内市町村職員等、特定地方公共団体職員等及び被災地に派遣された職員

実施団体 実施団体数:102団体 参加延べ人数:29,862名

事業項目

- ①ストレスチェック⇒ストレスレベルの高い職員...カウンセリング
- ②メンタルヘルスセミナー
- ③職員の心の健康回復事業
- ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業
- ◎自主的実施事業への援助 助成額 県:500万円、政令市150万円、市町村50万円
- ◎管理職向け宿泊研修 東京都で2回実施

○ 平成25年度～「メンタルヘルス総合対策事業」

対象者 平成24年度事業に同じ

H25事業費 1億3千万円
H26事業費 1億5千万円
H27事業費 1億6千万円

実施団体 H25年度実施団体数:121団体 参加延べ人数:86,052名
H26年度実施団体数:137団体 参加延べ人数:93,772名
H27年度実施団体数:168団体 参加延べ人数:120,963名

通常支援プラン

○24年度同様下記①～④の事業メニューを必要に応じて選択して実施

- ①ストレスチェック事業、カウンセリング事業
- ②メンタルヘルスセミナー事業
- ③職員の心の健康回復事業
- ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業

重点支援プラン(25年度新設)

○上記①～④をセットで同事業者が25年度から3年間フルサポート

自主的実施事業への援助

- ◎地方公共団体独自のメンタルヘルス対策事業等に対する助成
助成額 県:1,000万円、政令市:300万円、市町村:200万円(H25年度 100万円)

管理職・人事担当者向け宿泊研修

- ◎宿泊研修を被災3県(盛岡市、仙台市、福島市)で各2回実施

事業項目

東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業について

○概要

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により事業者の責務とされている。

「平成28年度以降の復旧・復興事業について（平成27年6月24日復興推進会議決定）」において、「平成28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある」とされている。

これらを踏まえ、復興・創生期間（平成28年度～平成32年度）の間、被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策に対して、東日本大震災の被災地域で復旧・復興業務に携わる職員等（以下「職員」という。）が心身の疲弊から心の健康を害することにより重大な公務災害が発生することを未然防止する観点から、職員が所属する地方団体等が職員の安全と健康を確保するために実施するメンタルヘルス対策への支援を行うこととし、当該対策に要する経費について震災復興特別交付税及び特別交付税による財政措置を講じる。

- ・被災団体の職員及び被災団体に派遣されている職員：震災復興特別交付税で措置
- ・被災団体に派遣され派遣元団体に戻った職員：特別交付税で措置

○年数

復興・創生期間である平成28年度～平成32年度の5か年

○措置額

震災復興特別交付税・特別交付税合わせて5年間で12.5億円程度（単年度2.5億円程度×5か年）

○対象団体及び対象職員

<震災復興特別交付税>

- ①東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の職員
- ②「平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第11報）」の適用を受ける市町村の職員（東京都を除く。）
- ③上記①及び②に掲げる地方公共団体が設置した一部事務組合等の職員

※全国の地方公共団体から上記①、②及び③に掲げる地方公共団体に派遣中の職員は、①、②及び③の職員とみなして対象とする。

<特別交付税>

- ④全国から上記①、②及び③に掲げる地方公共団体に派遣された全国の地方公共団体の職員（派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に限る。）

○対象事業

- ①ストレスチェック事業（2回目以降に係る部分に限る。）
ストレスチェックシートを用いて職員のストレスの度合いを把握し、高ストレス者に対してカウンセリング（面接指導）等を実施
 - ・ストレスチェック実施に要する費用
 - ・高ストレス者に対する面接指導費用
- ②訪問カウンセリング事業
臨床心理士等を招聘し、職場等で職員に対してカウンセリングを実施
- ③メンタルヘルスセミナー等研修事業
臨床心理士等による各種研修事業を実施
（例）
 - ・メンタルヘルスセミナー
 - ・グループワーク 等

震災復興特別交付税措置及び特別交付税措置のスキーム

被災団体職員：震災復興特別交付税

＜被災団体＞
職員（派遣職員を含む。）に対するメンタルヘルス対策の実施

メンタルヘルス対策に要した経費を震災復興特別交付税の基礎数値として報告

報告された基礎数値を基に震災復興特別交付税を算定し、交付

＜総務省＞

元派遣職員：特別交付税

＜派遣元団体＞
元派遣職員に対するメンタルヘルス対策の実施

メンタルヘルス対策に要した経費を特別交付税の基礎数値として報告

報告された基礎数値を基に特別交付税を算定し、交付

＜総務省＞